

“茨城”へ
選ばれる

外国人材の採用と雇用を考える
事業主・人事担当者の方々へ

外国人材の 優良受け入れ事例集

Collection of good examples of
accepting foreign human resources

～協働と共生に向けたポイント解説～

はじめに

2019年の出入国在留管理庁設置以降、外国人材の受入促進が進み、生活者として定住・定着に向けた議論や取り組みが活性化しています。その過程で、新たな在留資格「特定技能」が創設されるなど、新しい枠組みで外国人材と協働し合う動きが地方自治体でも推進されつつあります。これに伴い、本県では「茨城県外国人材支援センター」を設置し、専門アドバイザーによる県内企業の支援に取り組み、有能な外国人材が活躍できる環境構築を目指しています。

外国人材の方が活躍し、生活者の一人として定着できる環境を整えることは、人口減少と高齢化が進み、担い手不足が深刻な本県産業に寄与するだけでなく、県内企業の海外進出や国際化に対応するブリッジ人材としての期待があります。また、2022年10月現在48,392人の外国人材が就労している現状から、アフターコロナ時代は外国人材抜きでは語れない状況が予測されます。

これらのことから、「茨城県外国人材支援センター」では、県内企業の皆様に外国人材の適正な受け入れ・採用活動・労働環境・定着支援についての具体的なイメージを持っていただくため、優良事例を集めた「外国人材の優良受け入れ事例集～協働と共生に向けたポイント解説～」(令和5年4月初版)を作成しました。外国人材の受け入れを検討されている県内企業の皆様に本事例集をご活用いただき、外国人材からも「選ばれる茨城」の実現にご協力いただければ幸いです。

茨城県外国人材支援センター



INDEX

日本で就労できる在留資格の種別について	3
外国人雇用の主な在留資格	4
外国人材の募集と採用方法	5
外国人材の採用の取り組みにおける事例	6~8
【CASE 1】受け入れ準備	茨城トヨペット株式会社
【CASE 2】採用活動	株式会社関東技研
【CASE 3】雇用と定着	株式会社益子鉄筋工業
【CASE 4】日本語教育と共生	東洋科学株式会社
優良県内企業クローズアップ	9~13
【CASE 1】在留資格「技術・人文知識・国際業務」	株式会社ジェイ・オー・エヌ・セニ
【CASE 2】在留資格「技術・人文知識・国際業務」	株式会社セイキョウ
【CASE 3】在留資格「特定技能」	株式会社 I H S
【CASE 4】在留資格「特定技能」	株式会社小名屋
【CASE 5】在留資格「技能実習生」	医療法人社団八峰会
外国人を雇用する事業主の皆様へ	14

外国人雇用の主な 在留資格

在留資格	働ける内容	海外から? 国内から?	働ける期間	要件	日本語能力の目安
技術・人文知識・国際業務	専門職のみ 技術 エンジニア、IT技術者 など 人文知識 経理・会計担当者、 企画・企業法務従事者 など 国際業務 通訳・翻訳者、 語学の指導者、 広報・宣伝または 海外取引業務従事者など	どちらも可	在留資格を 更新すれば 継続的な就労が 可能 ※3か月、6か月、1年、 3年、5年ごとの更新が 可能	技術・人文知識 必要な技術または知識を習得している こと、かつ、下記いずれかに該当していること ① 国内外を問わず、大学(短期大学、 大学院などを含む)を卒業している ② 日本の専門学校を卒業していること ③ 10年以上の実務経験を有すること ※情報処理に関する業務に従事する場合、 かつ法務大臣が定める情報処理技術に 関する資格を有している場合はこの限り ではありません。 国際業務 関連する業務について 3年以上の実務経験がある ※ただし、短大・大学・大学院を卒業した 者が翻訳・通訳または語学の指導に係る 業務に従事する場合は、経験数や選考内 容は不問です。	N1~N2 が 望ましい
	12分野での業務 介護分野、ビルクリーニング分野、素形材・産業 機械・電気電子情報関連 製造業分野、建設分野、 造船・船用工業分野、自 動車整備分野、航空分野、 宿泊分野、農業分野、漁 業分野、飲食品製造業 分野、外食業分野	どちらも可	特定技能1号 法務大臣が個々に指 定する期間(1年を 超えない範囲) 特定技能2号 3年、1年または 6か月ごとの更新で、 継続的な就労が可能	特定技能1号 それぞれの分野ごとの「特定技能1号 評価試験」及び「日本語能力試験N4」 に合格するか、技能実習2号を良好に 修了すること 特定技能2号 「特定技能2号評価試験」に合格する こと ※対象業種は建設と造船・船舶工業のみ	N4 以上
	外国人技能実習機構が 認定した職種・作業 ※労働力の需給の調整の 手段としての受け入れは できません。(技能実習法 第3条第2項より)	海外から	技能実習1号は1年、 2号は2年、3号は2 年の最大5年の受け 入れが可能 ※技能実習を3年以上 優良に修了した場合、 移行可能職種での特 定技能へ移行が可能	外国人技能実習機構に 技能実習計画の認定を受けることなど ※技能実習2号・3号に移行するには 所定の評価試験に合格すること	なし ※介護に 関しては N4以上

茨城県外国人材支援センターでは、常駐する専門アドバイザーが外国人材の雇用に関するお悩みを
 伴走型でサポートします。外国人材を雇用・採用する前に、お気軽にご相談ください。

茨城トヨペット株式会社

受入環境の整備

会社概要 自動車ディーラー、カーシェアリング

在留資格 技術・人文知識・国際業務

受入環境整備における取り組み

茨城県外国人材支援センターを通じて、社内規定の見直し、在留資格の再確認、関係法令に関する知識の醸成などの支援を受け、適正な採用と雇用の環境整備に取り組んだ。

POINT

- ✓ 在留資格の変更手続きを行政書士と連携し実施
- ✓ 社内規定の見直しと翻訳を社会保険労務士と連携し実施
- ✓ 人事担当者及び経営層向けの勉強会を実施
- ✓ 受け入れ後のOJTを本社と配属先が連携してフォローアップを実施
- ✓ ベトナム視察による外国人材への理解促進を図る



採用担当者からの“声”

雇用に向けた準備を伴走支援でサポートしていただきました。分からない時に、直ぐに聞ける専門機関が身近にあることはありがたいです。行政書士、社会保険労務士の無料相談会も利用させていただきました。

株式会社関東技研

採用活動

株式会社関東技研
ホームページ
QRコード▶



会社概要 原子力関連機器、各種自動ドア、福祉機器

在留資格 技術・人文知識・国際業務

採用活動における取り組み

スリランカ国籍の外国人従業員1名が在籍しており、日本人従業員の採用難が見込まれることから、新たな外国人従業員の採用を強化し、既存事業に留まることなく、新事業への展開を目指していくために、茨城県外国人材支援センターによる支援を受けた。主に、新規採用に向けた採用計画の立案、採用活動の支援を現在も受けている。



POINT

- ✓ 行政書士による採用可能な在留資格の再確認
- ✓ 採用計画の立案とターゲット像の具現化
- ✓ 近隣県大学と連携した留学生採用の展開
- ✓ 首都圏で開催された留学生ジョブフェアへの出展
- ✓ 新モンゴル学園との企業説明会
- ✓ 採用担当者及び経営層との定期的なヒアリング

採用担当者からの“声”

これまでも外国籍の従業員はいましたが、新たに採用活動をするにしても、何をしても良いのか全く分からず、ひたちなかテクノセンターを介して、茨城県外国人材支援センターを知りました。モンゴルでの採用活動、東京での留学生採用フェアなどに参加できたのは良い経験になりました。

雇用後の定着に向けたポイント解説

外国人材の定着率を高めるには、日本特有の人事システムが影響することがあります。終身雇用が前提の日本企業では、入社から数年間は下積み期間に費やしますが、海外企業では専門性や経験が重視されることから、働き方に対する価値観の違いが離職へと発展するケースがあります。

また、転職をすることによって自分自身のキャリアが高まる国や地域も多いことから、入職後のキャリアイメージを外国人材に採用時点で説明し、会社と共に成長する日本企業のイメージに理解を求めることが必要になってきます。その他、社内ガバナンスやマネジメント、残業、整理整頓など、従来は説明する必要性がなかった項目も伝えていく努力が求められます。

このような、従来の価値観に依存した採用と雇用ではなく、相互理解を図ることが外国人材の定着につながっていきます。

- ✓ 理解促進を図るために、インターンシップなどを通じた相互理解のしくみを導入する。
- ✓ キャリア形成やジョブディスクリプションなどの説明に軸を置く。
- ✓ 自社の経営目標や今後のビジョンなど、入職後のイメージを明確に提示する。
- ✓ 日本語能力の向上や新たなスキル習得など、具体的な教育体系を説明する。
- ✓ 人事評価や社内規定などの説明を正確に伝え、母国語などへの翻訳などに配慮する。
- ✓ 雇用する外国人材の国柄や文化的事情を考慮した福利厚生などを整備する。



株式会社 益子鉄筋工業

雇用と定着

会社概要 鉄筋工事業、外構工事

在留資格 技能実習、特定技能

雇用と定着における取り組み

日本人従業員の採用難が続き、日本人従業員の平均年齢も高くなりつつあることから、技能実習生の受け入れに取り組んできた。特定技能が新設されたことで、既存の技能実習生を特定技能に移行させる取り組みなど、新しい方策も導入し、外国人材の定着に向けた資格取得や日本語教育のサポート体制の構築を図った。

POINT

- ✓ 行政書士と社会保険労務士からの助言指導
- ✓ 採用から雇用、定着までの内製化に向けた伴走型支援
- ✓ 日本語e-ラーニングシステムの導入



採用担当者からの“声”

元々、技能実習生と特定技能の受け入れを自社単独で試行錯誤しながら取り組んでいました。調べても分からないこと、どこに聞けば良いのか、全て、茨城県外国人材支援センターが解消してくれたので、心強い存在だと感じています。

東洋科学株式会社

日本語教育・共生

会社概要 プラスチック製品製造

在留資格 技能実習

日本語教育・共生に向けた取り組み

在留資格の緩和を契機に、外国人材の採用活動に着手することになった。茨城県外国人材支援センターへの相談から、自社が在留資格「特定技能」の対象外であったが、技能実習生の受け入れに切り替えミャンマー人材の獲得に成功した。今後、実習生の確保に持続性を持たせるためにも、日本語教育の向上に向けたサポート体制を社内で構築するにあたり、茨城県が無償提供する日本語eラーニングシステムの導入と、日本語教師による伴走型支援を受け、当該人材が日本語能力検定2級に合格するに至った。

POINT

- ✓ 茨城県外国人材支援センターが主催する集中研修に参加
- ✓ 日本語教師による伴走型支援
- ✓ 行政書士による採用可能な在留資格の再確認
- ✓ 日本語学習支援e-ラーニングシステムの導入



採用担当者からの“声”

茨城県外国人材支援センターの存在をニュースで知り、直ぐに、電話で支援をお願いしました。専門アドバイザーの皆さんが、丁寧に分かりやすくサポートをしてくれたおかげで、社内コンセンサスや研修会、e-ラーニングシステムなど、自社ではできない支援を受けることができ大変助かりました。

株式会社 ジェイ・オー・エヌ・七二

在留資格 技術・人文知識・国際業務

- 所在地** 〒319-1725
茨城県北茨城市
関本町富士ヶ丘922-5
- 従業員数** 日本人45名／外国人材5名
- 事業内容** FRP製造（強化プラスチック）

当社では、令和4年1月より留学生を1名雇用しています。同年9月より技能実習生をベトナム国から受け入れ、工場内での手積み積層成形を指導し、実習に励んでいただいていた。現在は、新たな在留資格での雇用を目指し、若いエネルギーな外国籍職員が、日本人と協力し合い、当社一丸となって顧客満足度の工場を目指しています。

\\ 外国人従業員を採用・雇用するに至った背景 \\

背景 創業以来、日本人従業員のみで当社の経営を支え合ってきましたが、今後、益々加速化する少子高齢化の荒波に打ち勝つための採用・雇用を検討していました。特に以下の3点が後押ししたと感じています。

- ①業績好調により増産見込みであるが、人材の新規採用に苦戦
- ②日本で技術を学びベトナム新工場のリーダーとなるような人材採用／育成を目標
- ③新事業である風力発電のFRP部品の製造開発、国内外風力発電機の保守メンテナンスを担当するフィールドエンジニアを育成する必要がある

目的 事業の更なる発展と拡大のため、FRPの調査・研究・技術開発、並びに風力発電の調査・研究・技術開発、風力発電設備の保守・管理を担うことが出来るエンジニアを求め、工学の知識に長け、かつ論理的・実践的な思考能力を持った人材を募集。



\\ 支援内容 \\



- ①専門アドバイザーの派遣
- ②近隣の大学に在籍する留学生との個別マッチング支援
- ③在留資格変更に向けた助言指導



- 「在留資格及び関連法令」に関する社内勉強会の開催
- 採用ターゲット（人材要件）の具現化と求人票の作成
- 近隣の大学に在学する留学生との個別就職説明会
- 近隣の大学に在学する留学生の1Dayインターンシップ受け入れ

\\ 支援成果 \\

- ❑人事担当者をはじめ日本人従業員に対して研修を提供することで、外国人材の採用と雇用の内製化を構築することができた。結果、留学生1名（セネガル）の採用に成功し、雇用の実現に至った。
- ❑行政書士や社会保険労務士の支援を通じて、在留資格の申請だけでなく規定改定と英語への翻訳を実施し、適正な雇用体制を構築することができた。

株式会社 セイキョウ

在留資格 技術・人文知識・国際業務

- 所在地** 〒319-1221
茨城県日立市大みか町3-5-5
- 従業員数** 日本人36名／外国人材8名
- 事業内容** 天井クレーン保守、
電気設備工事、
受変電制御システム

当社では、ベトナム、ミャンマー、インドネシアの方が社内でも活躍しており、日本人と協隔たりなく接しているところです。少子化や国際化の広がりや、止められない流れと感じていることから、積極的に外国籍の従業員の採用と雇用に取り組んでいく方針です。

\\ 外国人従業員を採用・雇用するに至った背景 \\

背景

外国人材の必要性を強く感じていたことから、これまでも、JETROなどを通じた高度人材の受け入れに取り組んでいました。茨城県外国人材支援センターが設立されたことから、その重点国の人材確保だけでなく、技能実習生や特定技能など、在留資格を幅広く対応できるようにしたいと考えています。



目的

高度人材、特定技能、技能実習生の在留資格を自社の事業内容に応じて使い分けることで、持続的な企業活動が可能になると考えています。

そのためにも、新しい採用方法を展開し、良い人材を確実に雇用するため、登録支援機関の取得も目指し、定着につなげていきたいと思っています。

\\ 支援内容 \\

- ① 専門アドバイザーの派遣
- ② 就業規則などの改定
- ③ 監理団体取得支援
- ④ 在留資格変更に向けた助言指導

支援

- 公募「雇用モデル事業」への応募と採択を通じ、社内受け入れ環境の整備を実施
- 監理団体申請方法のアドバイザリング
- 社会保険労務士による支援を介し、社内規定の点検による改定作業を実施
- 「茨城県企業説明会inモンゴル」に参加し、現地で学ぶ高専人材の採用に挑戦



\\ 支援成果 \\

- ◆ 公募「雇用モデル事業」への応募と採択を通じて、専門アドバイザーや行政書士、社会保険労務士との連携による受け入れ環境の整備と採用活動に取り組むことができた。
- ◆ 監理団体免許を取得し、自社の活動範囲が広がった。
- ◆ 留学生1名（ミャンマー）の採用に成功し、雇用の実現に至った。
- ◆ 「茨城県企業説明会inモンゴル」へ参加し、高専人材の選考を行うことができた。

株式会社 I H S

在留資格 特定技能

- 所在地** 〒311-1301
茨城県東茨城郡大洗町
磯浜町6881
- 従業員数** 日本人220名／外国人材12名
- 事業内容** 旅館営業、飲食店営業
(大洗ホテル、思い出浪漫館)

当社では、外国籍の従業員を雇用し、インバウンド需要に伴う対応で活躍しています。ホテルなどのホスピタリティーサービスは、万国共通ということもあり、私たちの会社で習得した経験は母国でも活かせるものです。

また、外国籍の従業員がいていただけることで、日々、新しいサービスを習得することができています。

\\ 外国人従業員を採用・雇用するに至った背景 \\

背景

インバウンド需要に伴う外国人旅行客の増加に対応するため、外国籍の従業員確保が求められていました。

日本の「おもてなし」を体感したいお客様のニーズに応えられるよう、受け入れ環境だけではなく、持続的な外国人材の確保が急務であり、特定技能の採用にも着手しています。

目的

- ① 特定技能による受け入れを目指したい。
- ② 日本語能力の高い、外国人従業員を探したい。
- ③ 留学生など潜在的な人材の採用活動にチャレンジしたい。



\\ 支援内容 \\



- ① 専門アドバイザーの派遣
- ② 求人票の見直し
- ③ 留学生の採用ニーズを知りたい
- ④ 特定技能の採用リサーチ

支援

- 専門アドバイザーによる支援を通じ、求人票の見直しなど、採用活動の優位性を確立できた
- 近隣の留学生向けに個別企業説明会を実施し、特定技能での受け入れを実現

\\ 支援成果 \\

- ◆ 伴走型支援による採用活動を通じ、特定技能の外国人材（ベトナム）1名採用に成功し、雇用の実現に至った。
- ◆ 茨城県外国人材支援センターの支援を受けたことで、自社の外国人採用の知見とノウハウが高まった。

株式会社 小名屋

在留資格 特定技能

所在地 〒311-1301

茨城県東茨城郡大洗町
磯浜町8244-19

従業員数 日本人22名／外国人材4名

事業内容 水産冷凍、チルド食品加工販売、
各種切り身製造

大洗町という地域性から、当社の周辺でもたくさんの外国籍の方が活躍しています。そのため、外国籍の方を雇用することに常に前向きで、長く働き続けて欲しいという気持ちを持っていました。

先代から受け継いだ「常に正直であれ」という志を、外国籍の職員と共有し、当社の価値を更に高めていきたいと思ひます。

\\ 外国人従業員を採用・雇用するに至った背景 \\

背景

周辺地域にたくさんの外国籍の方が働いており、茨城県外国人材支援センターの設立に伴い、当社でも外国人材の採用と雇用にチャレンジしたいと考えました。今回のチャレンジを通じて、積極的に外国籍の方を従業員として迎え入れる準備を進めたいと思ひます。

目的

在留資格を自社の事業内容に応じて使い分けられるよう、専門アドバイザーと行政書士、社会保険労務士の支援を、継続的にお願いしています。

- ① 新しい在留資格への挑戦
- ② 規定改定などの受け入れ環境の整備
- ③ 採用活動の見直し



\\ 支援内容 \\



- ① 専門アドバイザーの派遣
- ② 受け入れ環境の点検
- ③ 特定技能の採用リサーチ

↓ 支援

- 公募「雇用モデル事業」への応募と採択を通じ、社内受け入れ環境の整備を実施
- 社会保険労務士による支援を介し、社内規定の点検による改定作業を実施
- 求人票をもとに個別の採用活動を展開

\\ 支援成果 \\

- ◆ 公募「雇用モデル事業」への応募と採択を通じて、専門アドバイザーや行政書士、社会保険労務士との連携による受け入れ環境の整備と採用活動に取り組むことができた。
- ◆ 特定技能の在留資格で2名（ベトナム）の採用に成功し、雇用の実現に至った。

医療法人社団 八峰会

在留資格 技能実習

- 所在地** 〒301-0856
茨城県龍ケ崎市貝原塚町3689
- 従業員数** 日本人45名／外国人材3名
- 事業内容** 介護施設
(介護老人保健施設「涼風苑」)

介護人材の不足は、当法人でも深刻な課題でしたが、何を？ どうすれば良いのか？全く分かりませんでした。茨城県が公募する、介護「茨城県コース」を知り、伴走型支援や人材の採用、定着に向けた支援を受け入れるということで、応募から採択に至りました。

現在、同公募の2期生にチャレンジしています。

\\外国人従業員を採用・雇用するに至った背景\\

背景

外国籍の介護人材を採用していかななくてはならない危機感がありましたが、何からスタートすれば良いのか、どこに、誰に聞けば良いのか、全く分からない時に茨城県外国人材支援センターと介護「茨城県コース」の公募を知りました。

目的

介護「茨城県コース」に採択されることで、外国人材の採用に踏み込むこと。

毎年2名ずつでも採用できるよう、受け入れ環境の整備を点検してもらい、長く働いてもらうためのアドバイスに期待しました。



\\支援内容\\



- ① 専門アドバイザーの派遣
- ② 受け入れ環境の点検
- ③ 異文化理解の講座
- ④ 「やさしい日本語」の講座

支援

- 介護職で従事可能な在留資格や採用活動へのアドバイスを専門アドバイザーから受ける
- 社会保険労務士による支援を介し、就業規則などの規定改定を実施
- 異文化理解やベトナムへの知識を高めるための講座を実施
- 「やさしい日本語」の講座を実施

\\支援成果\\

- 介護「茨城県コース」への応募と採択を通じ、専門アドバイザー、行政書士、社会保険労務士、日本語教師などの派遣を受け、受け入れ環境の整備を実現できた。
- 1期生2名（ベトナム）の採用に至り、2期生にもチャレンジしたことで、更に、2名（ベトナム）の採用に成功した。
- 法人全体で、外国籍の従業員を受け入れていこうといった、マインドの醸成へとつながった。

外国人従業員^①の

適正な雇用

にご協力ください!



適正雇用とは?

「外国人雇用状況の届出」は、全ての事業主の義務であり、外国人の雇入れの場合はもちろん、離職の際にも必要です。

また、外国人の方を雇い入れる際には、就労が認められる「在留資格」かどうかをご確認ください。

全ての事業主の方には、外国人労働者（特別永住者及び在留資格「外交」「公用」の者を除く）の雇入れまたは離職の際、当該外国人労働者の氏名・在留資格・在留期間等について確認し、ハローワークへ届け出ることが義務付けられています。届出を怠ったり、虚偽の届出を行った場合、30万円以下の罰金の対象となりますので、ご注意ください。

不法就労とは?

不法就労は法律で禁止されています。不法就労した外国人だけでなく、不法就労させた事業主も処罰の対象となります。

在留カードを確認することで、所持する外国人が就労できるかどうかを容易に判断することができます。外国人を雇用する際は、このリーフレットに記載されている内容をよく確認し、外国人に不法就労をさせないよう注意してください。

不法就労となる3つの場合

01 不法滞在者や被退去強制者が働くケース

- (例) × 密入国した人や在留期限の切れた人が働く
- × 退去強制されることが既に決まっている人が働く

02 就労できる在留資格を有していない外国人で出入国在留管理庁から働く許可を受けていないのに働くケース

- (例) × 観光等の短期滞在目的で入国した人が働く
- × 留学生や難民認定申請中の人許可を受けずに働く

03 出入国在留管理庁から認められた範囲を超えて働くケース

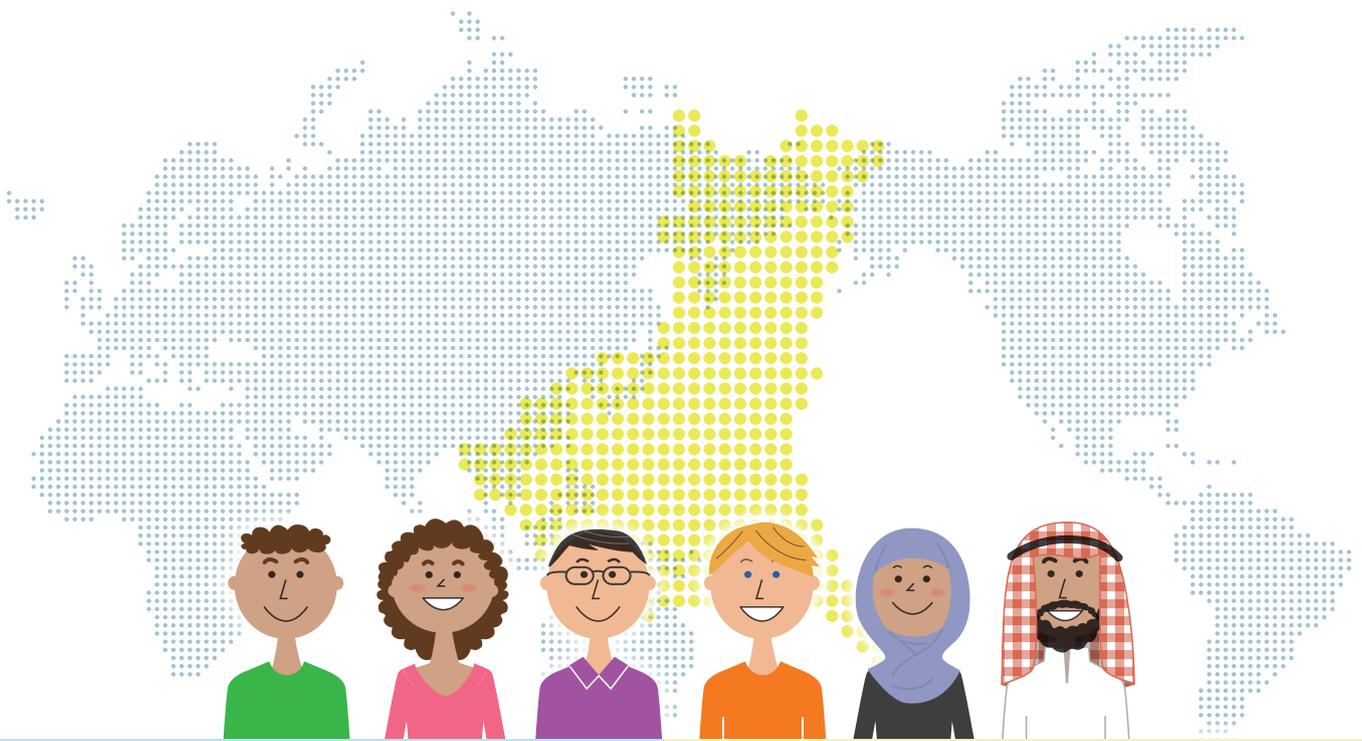
- (例) × 外国料理のシェフや語学学校の先生として働くことを認められた人が工場作業員として働く
- × 留学生が許可された時間数を超えて働く

外国人の適正な雇用における注意点

外国人の方々が、その能力を十分に発揮できるよう、関係法令の遵守に加え、外国人の人権に十分配慮した上で、より良い就労・生活環境の整備に努めていただくことにより、安全に安心して暮らせる共生社会の実現に向けてご協力をお願いします。

- 1 異文化への理解とお互いの尊重が、日本人と外国人との間に生じる誤解や摩擦を防ぎます。**
業務上の指導やアドバイスであったとしても、文化等の違いから、相手を嫌な気持ちにさせてしまうことがあることに注意が必要です。(コミュニケーションのために、必要に応じて、翻訳機や通訳機を活用することも有効です。)
- 2 在留資格、在留期間、雇用契約期間、労働時間、従事できる業務内容、給与の仕組みや控除の理由などを丁寧に説明することで不法就労や労使トラブルを防げます。**
本国と給料の支払いの仕組みが日本と違っていたり、控除の制度がなかったりする国もあります。具体的な控除の額や手取りの額を示すなど、より具体的な金額について、本人が理解できる方法で説明するよう心がけてください。また、雇用条件等については、労働関係法令に違反することがないように注意してください。
- 3 外国人労働者の人権に配慮し、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどの不適正行為がないか、適正な管理と確認を行ってください。**

業務上の必要な指導等であったとしても、暴言や脅迫(例:指示に従わなければ解雇する旨の発言等)、暴行(例:殴打、足蹴りを行う、工具で叩く等)といった行為は許されません。



入国手続きや在留資格などの外国人の方の 採用や雇用に関する各種お問い合わせ

外国人技能実習機構コールセンター

☎ 03-3453-8000 平日 9:00~17:00

申請に対する進捗確認などの個別事案や様式の具体的な記載に係る相談など解釈が必要となるお問い合わせについては、内容に応じて、本部又は地方事務所(支所)の各窓口にご連絡ください。

▶ 担当窓口

<https://www.otit.go.jp/contact/>



▶ 所在地一覧

<https://www.otit.go.jp/map/index.html#chihou>



出入国在留管理庁「外国人在留総合インフォメーションセンター」

☎ 0570-013904 平日 8:30~17:15

※IP電話からは03-5796-7112

<https://www.moj.go.jp/isa/consultation/center/index.html>



茨城県警察「FOREIGN LANGUAGE」

<https://www.pref.ibaraki.jp/kenkei/foreign/index.html>



茨城労働局「外国人労働者の労働条件相談コーナー」

https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/madoguchi_annai/gosudan_naiyou_madoguchi/kijun05.html



茨城県内での就労相談及び生活相談に 関する各種助言などのお問い合わせ

茨城県外国人材支援センター

☎ 029-239-3304 平日 9:00~17:00

※土日祝・年末年始除く

<https://ifc.ibaraki.jp>



(公財) 茨城県国際交流協会「外国人相談センター」

☎ 029-244-3811 多言語で相談可

平日 8:30~17:00 ※土日祝・年末年始除く

<https://www.ia-ibaraki.or.jp/consultation/support-center/>



参考資料

生活・就労ガイドブック ~日本で生活する外国人のみなさんへ~

https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/guidebook_index.html



外国人生活支援ポータルサイト

<https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>



在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン

https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/plainjapanese_guideline.html



困った
時には

専門家による無料相談会実施中!

行政書士・社会保険労務士

茨城県外国人材支援センターでは、定期的に行政書士・社会保険労務士による無料相談会を実施しております。疑問や不安なことがある際は、ぜひご活用ください!

出典及び参照元: 「出入国在留管理庁」「厚生労働省」のホームページ及び資料

